

令和3年度からの
私立幼稚園経常費補助金
配分基準の見直しについて

説明資料

令和3年6月
大阪府教育庁私学課

目次

1. 見直しの概要
2. 情報公開調整について
3. 園長研修調整について
4. 加配教員要素について
5. 園要素(園規模割)について
6. 財務状況改善要素について
7. 3歳児就園促進要素について
8. 学校安全要素について
9. 補正係数について
10. 質問の受付について

1 見直しの概要

見直しの背景

- ◇ 幼児教育・保育無償化や私立学校法改正など、幼児教育を取り巻く環境が変化していることを背景に、納税者や保護者から、教育の質や運営の透明性の向上を求める声が高まっている
- ◇ 新制度園へ移行した幼稚園が半数を超えるなど、私学助成園を取巻く環境が変化している

基本方針

- ◇ 幼児教育の質や運営の透明性の向上を推進する
- ◇ 環境の変化に応じた適切な配分基準を設ける
- ◇ 国の制度変更などに対応する

継続的な見直しの検討

- ◇ 今回の見直しは、令和3年度から適用するもの
- ◇ 今後も、私立幼稚園経常費補助金のあり方を継続して議論し、見直しを図っていく

2 情報公開調整について

- ◇ 学校法人の情報公開は極めて重要
- ◇ 令和2年4月1日に改正された私立学校法においても情報公開の充実が図られたことから、調整額を引き上げる
- ◇ 一方で、学校関係者評価が、教育・保育の質の向上につながるものとするため、公開保育と学校関係者評価による評価を一体的に実施する園に加算する

※ 情報公開が進まない法人には個別にヒアリングを実施予定

※ 私立学校法改正に伴い、役員名簿・役員報酬基準・寄附行為の取り扱いについて検討中

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度																
<p>各園の財務情報(貸借対照表、収支計算書及び内訳書、財産目録、事業報告書、監査報告書)及び学校評価を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページに掲載していない園は次の額を配分額から除く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報公開の種類</th> <th style="text-align: center;">調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務情報</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td>学校評価(自己評価)</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td>学校評価(学校関係者評価)</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: green;">学校評価(学校関係者評価)の実施にあたり、公開保育の取組と学校関係者評価を組み合わせる園は下記の補助単価を加算する。</p> <p style="color: green;">補助単価 30万円</p>	情報公開の種類	調整額	財務情報	100万円	学校評価(自己評価)	200万円	学校評価(学校関係者評価)	100万円	<p>各園の財務情報(貸借対照表、収支計算書及び内訳書、財産目録、事業報告書、監査報告書)及び学校評価を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページに掲載していない園は次の額を配分額から除く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報公開の種類</th> <th style="text-align: center;">調整額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務情報</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> </tr> <tr> <td>学校評価(自己評価)</td> <td style="text-align: center;">160万円</td> </tr> <tr> <td>学校評価(学校関係者評価)</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> </tr> </tbody> </table>	情報公開の種類	調整額	財務情報	80万円	学校評価(自己評価)	160万円	学校評価(学校関係者評価)	80万円
情報公開の種類	調整額																
財務情報	100万円																
学校評価(自己評価)	200万円																
学校評価(学校関係者評価)	100万円																
情報公開の種類	調整額																
財務情報	80万円																
学校評価(自己評価)	160万円																
学校評価(学校関係者評価)	80万円																

2-1 公開保育の取組と組み合わせた学校関係者評価の実施要件について

【実施要件(案)】下記の要件をすべて満たすこと

1. 幼児期の教育、保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て公開保育を実施していること
2. 当該公開保育の実施にあたり、下記の者が参加していること。
 - (1) 学校関係者評価の評価者の全部または一部
 - (2) 他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員等
3. 当該公開保育の結果が学校関係者評価に反映されて、公表されていること

【用語説明】

幼児期の教育、保育に専門的知見を有する外部有識者の協力を得て	学識経験者、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーター等(当該幼稚園の職員以外)から具体的な助言・指導等を得ていること
当該保育の結果が学校関係者評価に反映	公開保育の結果を基に、これからの教育に「何を」「どのように」反映させるか等、評価内容に具体的に記載 例: 今後の改善方策、次年度の目標等の設定等

【開催条件など】

回数	年1回以上
オンラインによる実施	可能
学校関係者評価の評価者の参加	1人以上
他の幼稚園、認定こども園、保育所の職員、地域の幼児教育関係者、小学校等の他校種の教員の参加	1人以上

3 園長研修調整について

- ◇ 教員の取組みを評価する園長が、その資質向上につながる研修に参加することは重要
- ◇ 園長の約3割が研修を受けていない現状にある
- ◇ 研修参加を促すため、調整額を引き上げる
- ◇ 一方で、参加機会拡大のために対象期間を延長する

令和2年度は、11月まで延長

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度
<p>4月～11月の期間内に園長(専任・兼任を問わない)が対象研修に参加していない園は次の額を配分額から除く。</p> <p>調整額 40万円</p> <p>※国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修及び園長の資質向上に繋がらない状況報告会、説明会等を除く。</p>	<p>4月～10月の期間内に園長(専任・兼任を問わない)が対象研修に参加していない園は次の額を配分額から除く。</p> <p>調整額 20万円</p> <p>※国、地方公共団体、公益法人等、及び教職員等で構成される教育・研究団体、私立学校の振興を図ることを目的とする団体が主催する研修。ただし、新規採用教員研修、学校内のみで実施される研修及び園長の資質向上に繋がらない状況報告会、説明会等を除く。</p>

4 加配教員要素について

- ◇ 園児一人あたりの補助金額や教員数の公平性を高めるため、定員内実員の規模により上限人数が変動するものに変更する

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)								令和2年度																																
<p>補助対象教員数(A)から教員要素(B)及び3歳児学級要素(C)の補助対象教員数を引いた数とする。 <u>ただし、上限を次のとおりとする。</u></p> <p><u><R4年度~></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="7" style="text-align: center;">区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">定員内実員規模</th> <th style="text-align: center;">~99人</th> <th style="text-align: center;">100人~</th> <th style="text-align: center;">150人~</th> <th style="text-align: center;">200人~</th> <th style="text-align: center;">250人~</th> <th style="text-align: center;">300人~</th> <th style="text-align: center;">350人~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="text-align: left;">加配上限</th> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 定員内実員の減少により、当年度の加配上限数が前年度を下回る場合に限り、当年度と前年度を比較し、定員内実員数が大きい年度の区分を採用する。</p> <p>(例) 令和4年度 定員内実員 155人 ⇒ 3人 令和5年度 定員内実員 148人 ⇒ 3人 (令和2年度の定員内実員155人をもとに算定) 令和6年度 定員内実員 142人 ⇒ 2人 (令和3年度の定員内実員148人をもとに算定)</p> <p>※ 既に人員配置済みである園があること等を考慮し、令和3年度に限り、下記の経過措置とする。</p> <p><u><R3年度></u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4" style="text-align: center;">区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">定員内実員規模</th> <th style="text-align: center;">~249人</th> <th style="text-align: center;">250人~</th> <th style="text-align: center;">300人~</th> <th style="text-align: center;">350人~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="text-align: left;">加配上限</th> <td style="text-align: center;">4人</td> <td style="text-align: center;">5人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> </tbody> </table>		区分							定員内実員規模	~99人	100人~	150人~	200人~	250人~	300人~	350人~	加配上限	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		区分				定員内実員規模	~249人	250人~	300人~	350人~	加配上限	4人	5人	6人	7人	<p>補助対象教員数(A)から教員要素(B)及び3歳児学級要素(C)の補助対象教員数を引いた数とする。</p> <p>ただし、4名を上限とする。</p>
	区分																																							
定員内実員規模	~99人	100人~	150人~	200人~	250人~	300人~	350人~																																	
加配上限	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人																																	
	区分																																							
定員内実員規模	~249人	250人~	300人~	350人~																																				
加配上限	4人	5人	6人	7人																																				

5 園要素(園規模割)について

- ◇ 現状、全園の平均規模区分における基準園での支出平均を用いて園要素を算出している
- ◇ 新制度移行が進んだことにより、私学助成園全体の園規模バランスが大きく変わった
- ◇ 現状の算出方法では、年度により単価が大きく変動する恐れがあるため、私学助成園の規模の実態に即した方法に見直す

【園規模割単価表】

園数	定員内実員規模	単価
0園	～29人	A×0.25
4園	30人～ 49人	A×0.4
24園	50人～ 99人	A×0.55
27園	100人～149人	A×0.7
39園	150人～199人	A×0.85
18園	200人～249人	A
35園	250人～299人	A×1.15
23園	300人～349人	A×1.3
18園	350人～399人	A×1.45
9園	400人～449人	A×1.6
16園	450人～	A×1.75



一定の係数で増減

※園数と係数はR1年度の
数値を用いている

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度
<p>【Aの算出方法】</p> <p>①全園児数の中央値を算出 228人</p> <p>②(①を基に)基準規模を決める「200人～249人」の単価をAとする。</p> <p>③園児1人あたりの支出額の1/2を算出する。 (算式)</p> <p>全(213)園の支出額の中央値 / 全(213)園の園児数の中央値 × 1/2</p> <p>④基準規模「200人～249人」の中央値 × ③ = A</p>	<p>【Aの算出方法】</p> <p>①全園児数の平均園児数を算出 245人</p> <p>②(①を基に)基準規模を決める「200人～249人」の単価をAとする。</p> <p>③園児1人あたりの支出額の1/2を算出する。 (算式)</p> <p>基準規模に含まれる(18)園の支出額の平均値 / 基準規模に含まれる(18)園の園児数の平均園児数 × 1/2</p> <p>④基準規模に含まれる(18)園の平均園児数 × ③ = A</p>

6 財務状況改善要素について

- ◇ 園児数が減少し、財務状況が悪化する園も増えつつあるなか、この要素に取り組み、財務改善につながっている園は少数に留まっている
- ◇ 法人の財務改善に十分寄与できていないため、この要素で支援する枠組みは一旦、終了する
- ◇ より法人の財務改善につながる新たな支援の枠組みについて、令和3年度以降も継続して検討する

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度
<p>補助単価 40万円</p> <p>次の要件をいずれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動収支差額比率 0%以下・過去3年間、定員に満たない園・第三者(公認会計士)による評価を受けた経営改善計画を策定し、その計画に基づき経営改善に取り組んでいること。 <p>※令和3年度の新規募集は行わない。</p> <p>※令和2年度に経営改善計画を策定し、令和3年度も継続して取り組む園のみ対象とする。</p>	<p>補助単価 40万円</p> <p>次の要件をいずれも満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動収支差額比率 0%以下・過去3年間、定員に満たない園・第三者(公認会計士)による評価を受けた経営改善計画を策定し、その計画に基づき経営改善に取り組んでいること。

7 3歳児就園促進要素について

- ◇ 幼児教育・保育の無償化が始まったことにより、3歳児と4歳児の保育料の差を評価することが3歳児の入園促進につながらない状況にある
- ◇ 保育料軽減を評価する項目をなくし、3歳児の受入れ体制を評価するよう算定方法を見直す

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度																							
<p>【計算式】 $(\text{評価点数} \times 6,000\text{円} + 12,000) \times \text{3歳児の定員内実員}$</p> <table border="1" data-bbox="129 1018 1086 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>	区分	評価点	実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上	3点	実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満	2点	実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満	1点	<p>【計算式】 $\{(A+B) \times 6,000\text{円} + 12,000\} \times \text{3歳児の定員内実員}$</p> <table border="1" data-bbox="1131 938 2130 1326"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>3歳児の保育料が、4歳児の保育料と同額以下の園</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,000円以下の園</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,001円以上の園</td> <td>-1点</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table>		A	3歳児の保育料が、4歳児の保育料と同額以下の園	1点	3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,000円以下の園	0点	3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,001円以上の園	-1点	B	実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上	3点	実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満	2点	実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満	1点
区分	評価点																							
実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上	3点																							
実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満	2点																							
実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満	1点																							
A	3歳児の保育料が、4歳児の保育料と同額以下の園	1点																						
	3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,000円以下の園	0点																						
	3歳児の保育料が、4歳児の保育料より高く、その差が12,001円以上の園	-1点																						
B	実員に占める3歳児実員の割合が、25%以上	3点																						
	実員に占める3歳児実員の割合が、20%以上25%未満	2点																						
	実員に占める3歳児実員の割合が、20%未満	1点																						

8 学校安全要素について

◇ 国の補助事業『安全確保の推進に取り組む私立学校への支援』制度の見直しを受けて、府の補助要件を見直す

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)		令和2年度																												
<p>次の1～4の事業について、実施している事業の数に応じて配分する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>防災教育の実施</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> <u>2つ:20万</u> <u>3つ:30万</u> <u>4つ:40万</u> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>交通安全教育の実施</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>防犯教育の実施</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>緊急通報システムの導入</td> </tr> </table>		1	防災教育の実施	<u>2つ:20万</u> <u>3つ:30万</u> <u>4つ:40万</u>	2	交通安全教育の実施	3	防犯教育の実施	4	緊急通報システムの導入	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>1</td> <td>防災教育の実施</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">30万</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>交通安全教育の実施</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>防犯教育の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～3の事業を複数実施した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>4</td> <td>1～3を地域住民や地域関係機関と合同で実施</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">10万</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自治体や地域での合同避難訓練に参加</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1～3の事業を複数実施した上で、4か5の事業を実施した場合</td> </tr> </table>		A	1	防災教育の実施	30万	2	交通安全教育の実施	3	防犯教育の実施	1～3の事業を複数実施した場合		B	4	1～3を地域住民や地域関係機関と合同で実施	10万	5	自治体や地域での合同避難訓練に参加	1～3の事業を複数実施した上で、4か5の事業を実施した場合	
1	防災教育の実施	<u>2つ:20万</u> <u>3つ:30万</u> <u>4つ:40万</u>																												
2	交通安全教育の実施																													
3	防犯教育の実施																													
4	緊急通報システムの導入																													
A	1	防災教育の実施	30万																											
	2	交通安全教育の実施																												
	3	防犯教育の実施																												
	1～3の事業を複数実施した場合																													
B	4	1～3を地域住民や地域関係機関と合同で実施	10万																											
	5	自治体や地域での合同避難訓練に参加																												
	1～3の事業を複数実施した上で、4か5の事業を実施した場合																													
<p>【緊急通報システムとは】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不審者の侵入防止を目的として、機械的な装置等を用いることで園を警備状態におき、異常発生時には警備会社等に発報され、警備会社等からの駆け付けが行われるシステム 不審者の侵入の際、あるいはその恐れがある時に、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報するシステム 等 		<p>令和2年度は、Bを実施せず</p>																												

9 補正係数について

- ◇ 令和2年3月31日付け教私第3829号による通知のとおり、学校法人会計基準を改定し、会計処理標準を示したことから、補正係数に用いる収入・支出について、具体的な勘定科目を明記して、厳格化する

令和3年度から (下線部太字箇所が変更箇所)	令和2年度
<p>各園の収支状況に応じて、一般補助＋特別補助の額に補正係数を乗じる。補正係数は、前年度の事業活動収支計算書等に基づき、次の算式により得た比率に10%加算した数値とし、100%を上限とする。</p> <p>【算式】</p> $\text{支出} \left\{ \begin{array}{l} \text{(人件費)} + \text{(教育研究経費)} + \\ \text{(管理経費(福利費と渉外費を除く))} \end{array} \right. /$ $\text{収入} \left\{ \begin{array}{l} \text{(事業活動収入)} + \text{(受取利息・配当金)} \\ - \text{(寄付金)} - \text{(施設整備費国庫補助金等)} \end{array} \right.$ <p>ただし、自園の幼稚園教育に直接関係ないと認められる支出がある場合は、その支出を算入しない。</p>	<p>各園の収支状況に応じて、一般補助＋特別補助の額に補正係数を乗じる。補正係数は、前年度の事業活動収支計算書等に基づき、次の算式により得た比率に10%加算した数値とし、100%を上限とする。</p> <p>【算式】</p> $\text{支出} \quad \text{(人件費)} + \text{(教育研究経費)} + \text{(管理経費)} /$ $\text{収入} \left\{ \begin{array}{l} \text{(事業活動収入)} - \text{(寄付金)} \\ - \text{(施設整備費国庫補助金等)} \end{array} \right.$ <p>ただし、自園の幼稚園教育に直接関係ないと認められる支出がある場合は、その支出を算入しない。</p>